

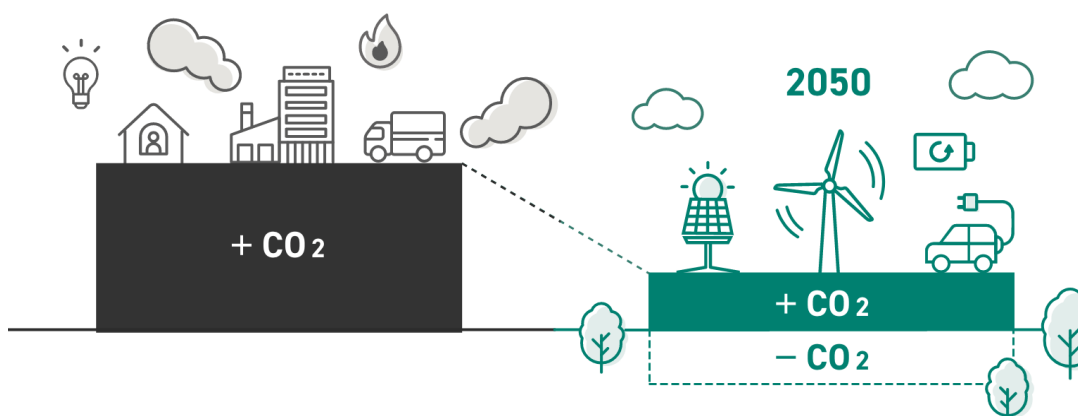
# 第1章 計画改定の趣旨

## 1.1 計画改定の背景

地球温暖化は、地球規模という空間的広がりと将来にわたる影響という時間的広がりを持つ大きな環境問題です。その主な原因は、人為起源の二酸化炭素などの温室効果ガス\*の増加であることが明らかになっており、2021（令和3）年8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）\*第6次評価報告書第I作業部会報告書」では、世界平均気温は工業化前と比べて約1℃上昇し、今後、温室効果ガス濃度が更に上昇し続ければ、今世紀末には最大で5.7℃上昇することが予測されています。

国際社会では、2015（平成27）年に国連気候変動枠組条約\*第21回締約国会議（COP\*21）がパリで開催され、地球温暖化対策の国際的な枠組みとして、パリ協定\*が採択されました。パリ協定では、気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること、各国が5年ごとに削減目標を更新すること、気候変動の影響に適応する能力を拡充することなどが盛り込まれました。さらに、2021（令和3）年には、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が英国グラスゴーで開催され、今世紀半ばのカーボンニュートラル\*及びその経過点である2030（令和12）年に向けて野心的な気候変動対

### コラム カーボンニュートラルとは



温室効果ガスの排出量と、森林などによる吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることです。

出典：環境省「脱炭素ポータルサイト」

策を締結国に求めることなど、パリ協定の実施に向けたルールが決定しました。

このような中、2020（令和2）年10月に、国は、2050（令和32）年にカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。2021（令和3）年には、地球温暖化対策の推進に関する法律\*（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が改正され、2050年カーボンニュートラルが基本理念として法に位置付けられました。2021（令和3）年10月には、「地球温暖化対策計画」が改定され、2030（令和12）年度における新たな温室効果ガス排出削減目標を2013（平成25）年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けた挑戦を続けていくことが明記されました。

これまで、本県では、2017（平成29）年に茨城県地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を改定し、県民総ぐるみによる地球温暖化対策を推進してきました。

実行計画は、地球温暖化対策に関する国内外の動向や本県の温室効果ガスの排出状況等を踏まえ、見直すこととしており、近年の国際的なカーボンニュートラルへの動きを鑑み、本県の地球温暖化対策を充実させる必要があることから、この度、実行計画を改定することとしました。

## 1.2 計画の位置付け

実行計画は、現行法令により、以下のとおり位置付けられます。

- ・「地球温暖化対策推進法（平成 10 年法律第 117 号）」第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）
- ・「地球温暖化対策推進法（平成 10 年法律第 117 号）」第 21 条第 6 項に基づく促進区域\*の設定に関する県基準
- ・「気候変動適応法\*（平成 30 年法律第 50 号）」第 12 条に基づく地域気候変動適応計画

地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出を削減して気候変動を抑制する「緩和策\*（温室効果ガスの排出削減対策）」と、避けられない気候変動の影響を回避・軽減する「適応策\*」を、車の両輪として取り組む必要があります。本県は、実行計画に基づき、地球温暖化対策を着実に推進していきます。

**緩和**とは？  
原因を少なく

**2つの気候変動対策**

**適応**とは？  
影響に備える

**緩和策の例**

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

**適応策の例**

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」

### ■緩和策と適応策

## 1.3 計画期間

計画期間は、国の「地球温暖化対策計画」に準じて、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とします。

計画期間：2023（令和5）年度から2030（令和12）年度まで

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章